〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

ー 控訴人は、「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、主文同旨の判決 を求めた。

二 当事者双方の主張と証拠の関係は、次のとおり付加するほかは、原判決事実摘示と同一(但し、原判決二枚目表末尾より一、二行目の「控訴をし」を「控訴したが」と、その裏三行目の「右事件は、」からその四行目の「係属中である。」までを「昭和五五年八月二五日訴の全部を取下げた。」とそれぞれ改める。)であるのでこれを引用する。

(控訴人の主張)

(被控訴人の主張)

控訴人の右主張はすべて争う。

(証拠関係)(省略)

〇理由

一 当裁判所も、被控訴人の本訴請求を正当として認容すべきものと判断する。その理由は、左記のほか、原判決理由説示と同一(但し、原判決六枚目表末尾から三行目の「成立に争いのない甲第三号証、」を、またその七枚目裏七行目の「(なお、」からその末尾より四行目の「証拠はない。)。」まで)をそれぞれ削除する。)であるからこれを引用する。

2 次いで控訴人の当審における主張2について判断するに、成立に争いのない乙第七号証及び原審証人Aの証言によれば、第一別訴事件の請求は、訴外会社が控訴人個人に対し、控訴人が浜益村村長として、その昭和五二年度における廃棄物収集運搬業務委託契約締結のための入札につき、訴外会社を入札参加業者に指定しなかつたことを理由に、その措置が違法であるとして損害金の支払を求めるものであ

り、第二別訴事件の請求は、訴外会社が浜益村に対し、同村との間で従前結ばれて いた廃棄物収集運搬業務委託契約が昭和五一年度にも存続し、または存続すべきで あつたことを前提として、主位的にはその契約にもとずく委託料の支払を、予備的にはその契約を同村が一方的に終了させたことによる損害金の支払をそれぞれ求め るものであつたこと、そして第一、第二別訴事件は、第一審の段階で併合され、共 同訴訟として審理されたが、その第一審判決では、第一別訴事件の請求につき、控 訴人による右入札参加業者に指定しなかつた措置は、浜益村の村長たる地位にもと が人による石人化多加来省に相足しながった相直は、展霊州の村長たる地位にもと づいてなされたものであるから、その措置が違法であつても控訴人個人に損害賠償 責任を負わせることはできないとの理由により、また第二別訴事件の請求につき、 右委託契約は各年度限りのもので、その最終の委託契約も、昭和五〇年度限りで期 間満了により当然に終了したとの理由により、いずれもこれを棄却したこと(な お、第一、第二別訴事件の訴訟が、その後控訴審において訴の取下により終了した とは当事者間に争いがない。)がそれぞれ認められ、右によれば、第一、第二別 訴事件は、浜益村の廃棄物収集運搬業務委託契約ないしはその契約締結のための入 札行政をめぐる紛争であるという点において関連性はあるにしても、その争点や証 拠がすべて共通であるとはいい難く、またたとえ右のような紛争の関連性や一部に 争点、証拠の共通性があるとしても、それだけでは、村がその村長個人に対する訴 訟についてまで、応訴のための弁護士費用を負担、支出することを正当化する理由 にはならないと解されるし、ほかに本件において、これを正当化する特段の事情を 認めるに足る証拠もないから、浜益村が支払つた前記弁護士費用のうち、第一別訴 事件に関する分は、控訴人個人に対する違法な公金の支出というべきである。 二 よつて原判決は相当であるから、民事訴訟法三八四条に従い、本件控訴を失当 として棄却し、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八 九条を適用して主文のとおり判決する。